

第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）が要介護認定を受けるためには、要介護状態等の原因である身体上及び精神上的の障害が、政令で定められた16の疾病（特定疾病）によることが要件とされています。

特定疾病に該当するかどうかは、医師の意見書（主治医意見書）の記載内容に基づき、介護認定審査会が確認を行います。

政令で定める特定疾病は、以下のとおりです。

1. がん【がん末期】

（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限り）

2. 関節リウマチ

3. 筋萎縮性側索硬化症

4. 後縦靭帯骨化症

5. 骨折を伴う骨粗鬆症

6. 初老期における認知症

7. 進行性核上性麻痺、大脳基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】

8. 脊髄小脳変性症

9. 脊柱管狭窄症

10. 早老症

11. 多系統萎縮症

12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

13. 脳血管疾患

14. 閉塞性動脈硬化症

15. 慢性閉塞性肺疾患

16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症